

○横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱

平成28年3月30日

告示第63号

改正 令和5年1月26日告示第5号

(目的)

第1条 この告示は、町民が防災士の資格取得に要する費用の一部を補助することにより、地域における防災力向上の担い手となる人材を養成し、自主防災組織等の育成強化を図り、もって住民参加による地域防災力の一層の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）において防災士の認証登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本町に住所を有し、次のいずれかに該当する者で、かつ、町税及び介護保険料の滞納のない者とする。

(1) 防災リーダーとして、町内の自主防災組織等で活動する意思のある者

(2) 町内の自主防災組織の一員である者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。ただし、補助金の額は、6万円を限度とする。

(1) 機構が認証した研修機関で実施する防災士研修講座受講料

(2) 機構が実施する防災士資格取得試験受験料

(3) 機構への防災士登録申請料

2 補助金の交付は、予算の範囲内とし、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、機構が認証した研修機関で実施する防災士研修講座の受講前までに、防災士資格取得補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、適当と認めるときは防災士資格取得補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、適当と認めないときは防災士資格取得補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の条件)

第7条 町長は、前条第2項の規定により補助金の交付を決定する場合においては、次の条件を付するものとする。

(1) 申請者は、補助金の交付申請から実績報告までを、同一年度内に行わなければならない。

(2) 申請者は、防災士認証登録後に防災リーダーとして町に登録しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し又は中止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

（1） 第5条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、防災士資格取得補助金変更承認申請書（別記第4号様式）により承認を受けること（町長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

（2） 補助事業を中止しようとするときは、防災士資格取得補助金中止承認申請書（別記第5号様式）により承認を受けること。

（補助金の変更又は中止決定等）

第9条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の変更又は中止するかどうかを決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、適当と認めたときは、防災士資格取得補助金変更・中止決定通知書（別記第6号様式）により、適当と認めないときは、防災士資格取得補助金変更不承認通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、機構へ防災士の登録を完了した日から起算して30日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、防災士資格取得補助金実績報告書（別記第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 防災士認証状又は防災士証の写し

（2） 第4条に規定する対象経費の支払を証明する書類

（補助金額の決定及び確定通知）

第 1 1 条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合、当該報告に係る書類審査により、当該補助事業の実績が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、防災士資格取得補助金確定通知書（別記第 9 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第 1 2 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、防災士資格取得補助金交付請求書（別記第 1 0 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（補助金の返還等）

第 1 3 条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補助事業者の責務）

第 1 4 条 補助事業者は、地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に積極的に協力する責務を有するものとする。

（その他）

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 5 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別 記
第 1 号様式 (第 5 条)

防災士資格取得補助金交付申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住 所
氏 名

横芝光町防災士資格取得補助金の交付を受けたいので、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 所属自主防災組織 _____
- 3 防災士研修講座等
 - (1) 受講講座名
 - (2) 研修機関名
 - (3) 受講期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 研修講座の受講を証する書類
 - (2) 横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第 4 条に掲げる経費を確認できる書類
 - (3) 住民基本台帳の記録調査同意書
 - (4) 町内自主防災組織の一員であることを証する書類
 - (5) 町税及び介護保険料の納付状況確認同意書

第2号様式（第6条）

防災士資格取得補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付けで申請のあった横芝光町防災士資格取得補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 _____ 円
- 2 留意事項
 - (1) 補助金の交付申請から実績報告までの一連の事務手続については、同一年度内に行わなければならない。
 - (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長の承認又は指示を受けること。
 - ア 内容を変更するとき
 - イ 中止するとき
 - ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき
 - (3) 防災士の登録を完了したときは、速やかに横芝光町防災士資格取得補助金実績報告書（別記第8号様式）を提出すること。

第3号様式（第6条）

防災士資格取得補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付で申請のあった横芝光町防災士資格取得補助金について、下記のとおり不交付とすることに決定したので、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 申請された事業内容等

(1) 受講講座名

(2) 研修機関名

(3) 受講期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(4) 交付申請額 金 _____ 円

2 不交付決定の理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、横芝光町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横芝光町を被告として（訴訟において横芝光町を代表する者は横芝光町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第8条）

防災士資格取得補助金変更承認申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった横芝光町防災士資格取得補助金について、下記のとおりその内容を変更したいので、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第8条第1号の規定により申請します。

記

1 変更したい事業内容

(1) 受講講座名

(2) 研修機関名

(3) 受講期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(4) 交付申請額 金 _____ 円

2 変更の理由

第5号様式（第8条）

防災士資格取得補助金中止承認申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった横芝光町防災士資格取得補助金について、下記のとおり中止したいので、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第8条第2号の規定により申請します。

記

1 中止の理由

2 中止年月日 年 月 日

第6号様式（第9条）

防災士資格取得補助金変更・中止決定通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付け 第 号により交付決定した横芝光町防災士資格取得補助金について、下記のとおり補助金交付の変更・中止を決定したので、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付の変更を承認した事業内容
 - (1) 受講講座名
 - (2) 研修機関名
 - (3) 受講期間 年 月 日 ~ 年 月 日
 - (4) 交付申請額 金 _____ 円
- 2 変更・中止決定した補助金額 金 _____ 円
- 3 変更・中止の理由

第7号様式（第9条）

防災士資格取得補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付けで申請のあった横芝光町防災士資格取得補助金について、下記のとおり補助金交付の変更を不承認としたので、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定された事業内容等

(1) 受講講座名

(2) 研修機関名

(3) 受講期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(4) 交付決定額 金 _____ 円

2 不承認の理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、横芝光町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横芝光町を被告として（訴訟において横芝光町を代表する者は横芝光町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第10条）

防災士資格取得補助金実績報告書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった横芝光町防災士資格取得補助金について、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績報告します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 防災士認証登録の年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
 - (2) 横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第4条に規定する経費の支払を証明できる書類

第9号様式（第11条）

防災士資格取得補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付け 第 号により交付を決定した横芝光町防災士資格取得補助金について、下記のとおり交付金額を確定したので、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 _____ 円

第10号様式（第12条）

防災士資格取得補助金交付請求書

年 月 日

様

住 所
氏 名

印

年 月 日付け 第 号により確定のあった横芝光町防災士資格取得補助金について、横芝光町防災士資格取得補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名	
支店名	
口座の種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

別記第 1 号様式 (第 5 条)

(令 5 告示 5 ・ 一部改正)

第 2 号様式 (第 6 条)

第 3 号様式 (第 6 条)

第 4 号様式 (第 8 条)

(令 5 告示 5 ・ 一部改正)

第 5 号様式 (第 8 条)

(令 5 告示 5 ・ 一部改正)

第 6 号様式 (第 9 条)

第 7 号様式 (第 9 条)

第 8 号様式 (第 1 0 条)

(令 5 告示 5 ・ 一部改正)

第 9 号様式 (第 1 1 条)

第 1 0 号様式 (第 1 2 条)